

## 税制調査会の設置について

〔平成 21 年 9 月 29 日〕  
閣 議 決 定

- 1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税（国が課する税及び地方税）に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。
- 2 調査会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会長	財務大臣
会長代行	総務大臣及び国家戦略担当大臣
委員	財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官
	総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官
	内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣
	各府省に置かれる副大臣のうち、税制を担当する者

- 3 調査会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が議事を整理する。
- 4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 5 委員会の構成員は、第 2 項に規定する財務大臣並びに財務大臣の指名する財務副大臣及び財務大臣政務官、総務大臣並びに総務大臣の指名する総務副大臣及び総務大臣政務官、国家戦略担当大臣、内閣総理大臣の指名する内閣府副大臣並びに関係者とする。
- 6 委員会の主査、主査代理、事務局長及び事務局長代理は、前項に規定する委員会の構成員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

主査	財務大臣の指名する財務副大臣
主査代理	総務大臣の指名する総務副大臣
事務局長	財務大臣の指名する財務大臣政務官
事務局長代理	総務大臣の指名する総務大臣政務官

- 7 委員会は、会長が主宰し、会長の命を受けて、前項に規定する主査又は主査代理が議事を整理する。
- 8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。
- 9 調査会及び委員会の庶務は、財務省及び総務省の協力を得て、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、調査会及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。
- 11 会長は、調査会及び委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。